

金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）

平成 25 年 1 月 25 日

（照会者名） 殿

金融庁監督局証券課長

平成 25 年 1 月 23 日付をもって当庁に照会のあった、一般的な法令解釈に係る書面照会について、下記のとおり回答します。

本照会に基づく回答は、あくまで照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、照会書面に記載の見解及び根拠の妥当性のほか、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。

また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

特定認証紛争解決手続（事業再生 ADR 手続）において、デリバティブ取引による損失に係る債権について、銀行等に責任がないことを前提とした以下の 1 又は 2 の内容を含む事業再生計画に基づき、同債権を対象債権として債権放棄をすることは、本事業再生計画の内容が公正かつ妥当で経済的合理性を有するもので、かつ、債権者間の実質的衡平性が確保されているものであれば、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 39 条第 1 項に違反しない。

- 1 デリバティブ取引により生じた損失に係る債権を含む対象債権全体について、各対象債権者の債権残高に応じて（いわゆる残高プロラタ弁済方式）、債権放棄を行うこと
- 2 デリバティブ取引により生じた損失に係る債権を含む対象債権全体について、一定額までの部分（ただし、債権額が当該一定金額までに満たない債権者については当該債権金額）については 100%弁済を受けるものとし、債権額が一定額を超える部分は、債権残高に応じた債権放棄を行うこと